

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、当たる翌日)

平成十一年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

の表中「一・三パーセント」を「一・一五パーセント」に、「〇・四五パーセント」を「〇・四パーセント」に改め、二を削り、三の表中「一・三パーセント」を「一・一五パーセント」に、「〇・四五パーセント」を「〇・四パーセント」に改め、同表を二とし、四を削る。

## 鳥取県告示第百九号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年二月二十二日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成十一年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第百八号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成十一年二月二十二日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二

月鳥取県規則第二号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

表中「一・一パーセント」を「一・一パーセント」に、「〇・六五パーセント」を「〇・六二五パーセント」に改める。

平成十一年二月二十二日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二

月鳥取県規則第二号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年二月二十二日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年

十二月鳥取県規則第五十八号) 第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成十一年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「二・四五パーセント」を「二・三五パーセント」に、「一・〇五パーセント」を「一・〇パーセント」に、「〇・二パーセント」を「〇・一五パーセント」に、「二・九五パーセント」を「二・八五パーセント」に、「〇・五五パーセント」を「〇・五パーセント」に、「三・〇パーセント」を「一・九五パーセント」に、「〇・五パーセント」を「一・一パーセント」に改め、同表の二の項中「二・二パーセント」を「〇・四パーセント」に改め、同表の六の項及び七の項中「一・三パーセント」を「一・二五パーセント」に、「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同表の八の項中「一・三パーセント」を「一・二五パーセント」に、「〇・四パーセント」を「一・一五パーセント」に、「〇・四五パーセント」を「一・一五パーセント」に、「一・三五パーセント」を「一・二五パーセント」に改め、同表の九の項中「一・三パーセント」を「一・二五パーセント」に、「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「〇・四五パーセント」を「一・七パーセント」に、「〇・七五パーセント」に、「一・七五パーセント」を「一・七パーセント」に、「〇・八パーセント」を「〇・七五パーセント」に、「一・七五パーセント」を「一・七パーセント」に、「〇・七五パーセント」を「〇・六五パーセント」に改め、同表の三の項中「二・二パーセント」を「二・一パーセント」に、「一・三パーセント」を「一・二五パーセント」に、「〇・四五パーセント」を「〇・四パーセント」に改め。

表の一の項及び二の項中「一・三パーセント」を「一・二五パーセント」に、「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同表の三の項中「一・一五パーセント」を「一・一パーセント」に、「〇・九五パーセント」を「〇・九パーセント」に改め、同表の四の項及び五の項中「一・三パーセント」を「一・二五パーセント」に、「〇・五パーセント」を「一・一パーセント」に改め、同表の六の項及び七の項中「一・三パーセント」を「一・二五パーセント」に、「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同表の八の項中「一・三パーセント」を「一・二五パーセント」に、「〇・四パーセント」を「一・一五パーセント」に、「一・一五パーセント」を「一・一五パーセント」に改め、同表の九の項中「一・三パーセント」を「一・二五パーセント」に、「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「〇・四五パーセント」を「一・七パーセント」に、「〇・七五パーセント」に、「一・七五パーセント」を「一・七パーセント」に、「〇・八パーセント」を「〇・七五パーセント」に、「一・七五パーセント」を「一・六五パーセント」に改め、同表の三の項中「二・二パーセント」を「二・一パーセント」に、「一・三パーセント」を「一・二五パーセント」に、「〇・四五パーセント」を「〇・四パーセント」に改め。

### 鳥取県告示第百十一号

平成八年四月鳥取県告示第一百五十号(漁業近代化資金の利子補給率について)の一一部を次のように改正する。

平成十一年二月二十二日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

### 鳥取県告示第百十二号

平成八年四月鳥取県告示第一百五十一号(漁業経営維持安定資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正する。

平成十一年二月二十二日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

表中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に、「一・三パーセント」を「一

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成十一年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

・「三五パーセント」に改める。

### 鳥取県告示第百十三号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年二月二十二日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成十一年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表及び二の表中「三・七パーセント」を「二・六パーセント」に、「〇・八パーセント」を「〇・七五パーセント」に改める。